

男鹿市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月2日

男鹿市議会議長

男鹿市議会規則第1号

男鹿市議会傍聴規則の一部を改正する規則
男鹿市議会傍聴規則（平成17年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第5条 <u>一般席の傍聴人は、おおむね50人以内とする。</u></p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他 やむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、 同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めること ができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることのできない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることのできない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>物</u>を持っている者</p> <p><u>(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に 現在する者に対する示威的行為のために使用されるお それがあると認められる物を携帯し、又は着用してい</u></p>	<p>(傍聴人の数の制限)</p> <p>第5条 <u>傍聴人は、おおむね50人以内とする。</u></p> <p><u>2 議長は、傍聴席の都合その他必要があると認めると きは、傍聴人の数を制限することができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることのできない者)</p> <p>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることのできない。</p> <p>(1) 銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者</p> <p><u>(2) 酒気を帯びていると認められる者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る者</u></p> <p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすこと</u> <u>を疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p>	<p>(3) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、</u> <u>傘の類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人</u> <u>に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p>
<p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者</u>に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>	
<p>3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p>	
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、</u></p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>静粛に傍聴し、私語等議事を妨げる行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u></p>

改正後	改正前
<u>又は音を発しない状態にすること。</u>	
<u>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</u>	<u>(4) 帽子の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>
<u>(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	<u>(5) 飲食をしないこと。</u>
	<u>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u>
	<u>(7) 携帯電話等音を発生する情報通信機器を携帯する場合は、音が鳴らない状態にすること。</u>
	<u>(8) 携帯電話等の情報通信機器により通話又は通信（ソーシャルネットワークサービスへの投稿を含む。）を行わないこと。</u>
	<u>(9) パソコン等を使用する場合は操作音等を鳴らさないこと。</u>
	<u>(10) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u>
	<u>（画像等の撮影及び録音等の届出）</u>
<u>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</u>	<u>第9条 傍聴人は、傍聴席において画像等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ、議長に届け出るものとする。ただし、議事の妨げになると認めるとときは、議長は撮影又は録音等の行為を制限することができる。</u>
<u>（傍聴人の退場）</u>	<u>（傍聴人の退場）</u>

改正後	改正前
第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>直ちに</u> 退場しなければならない。	第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>速やかに</u> 退場しなければならない。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。